2026 年 9 月 18 日

GL 運用面見直し WG

③保護区内で事業を実施する場合の要件・重要な生息地の解釈と要件

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
A）保護区の範囲・該否の解釈				
1	P 12, 18	バッファゾーン等は、コアゾーンの保護を支える緩衝地域として設けられていることも鑑みると、一概に、JICA GL 上の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」ではないとすることは難しいと考えます。バッファゾーン等は、全く保護区と関係ないエリアと同等に扱うのではなく、例えば、保護区での例外的事業実施にかかる 5 条件のうち、(2)～(5)は適用するなど、保護区に準ずる扱いをすることが適切と考えます（p.12 のバングラデシュ国チョットグラム・コックスバザール幹線道路整備事業での扱いと同様）。（コ）	源氏田委員	ご指摘のとおり、バッファゾーン等を全て一律に JICA GL 上の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」ではないとすることは意図しておらず、区分の名称のみによらず、現地法令上の位置づけ（指定根拠、利用制限及び事業実施の可否等）や IUCN の保護地域管理カテゴリ等とも照らして 5 条件の一部適用も含めて判断するものと考えております。
2	P 18	現地法令上の位置づけ等により、コアゾーンのみが保護区とされ、バッファゾーンやマルチプルユースゾーンで事業を実施することとなった際、こうした事業がコアゾーンに直接的・間接的に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。（質）	源氏田委員	JICA GL で規定されている、「プロジェクトは、相手国政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域（略）に重大な影響を及ぼすものであってはならない。」を踏まえ、コアゾーンへの直接的・間接的影響について調査を通じて評価し、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿って影響の回避を優先的に検討いたします。また、これが可能でない場合には影響の最小化、軽減、次に緩和措置を検討することといたします。
3	P 18	「IUCN 等の保護区カテゴリとも照らして」とされていますが、IUCN の保護区カテゴリはかなり厳格に運用されているため、現地では保護区とされていても、IUCN の保護区カテゴリでは保護区とされないケースも生じてくることが懸念されます。例えば、日本の国立公園も、IUCN のカテゴリ分類では、II 類の国立公園に分類されているものは	源氏田委員	IUCN の保護地域管理カテゴリ等は参照基準として、現地法令上の位置づけ（指定根拠、利用制限及び事業実施の可否等）等を基に判断いたします。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		少なく、多くがⅤ類の景観保護地域になっています。IUCNの保護区カテゴリも参照する程度であれば問題はないかも知れませんが、絶対的な基準として採用することは難しいと考えます。（コ）		
4	P 18	p18 に「IUCN 等の保護区カテゴリーとも照らして」とありますが、IUCN の保護区カテゴリーは世界の保護区をその管理目的に応じて類型化したものと考えたほうがいいと思います。IUCN 保護区カテゴリーを環境社会配慮（開発規制）の何らかの基準として判断を行うのは適切ではないように思います。（コ）	鈴木（和）委員	上記 No. 3. 回答ご参照ください。
5	P 5, 8	IUCN の保護地域の定義(p5)の中に、「明確に境界が定められた地理的な空間」とあるため、JICA はこれまで、この定義を「参考」にコアゾーンを「保護区」としてガイドラインの運用をしてきたと思います。 バッファーやマルチプルゾーンの取り扱いについては、保護区として必ずしも境界線がない場合や、里地里山や自然共生サイト(30 by 30)のような貴重な生態系もあり、国際的な議論と併せて今後どのように扱うか、検討・議論が必要かもしれません。（p8 にある、2022 年 GL 改正時の議論「重要な生息地の該否判断の実務的困難を理由に、保護区の枠組みは維持された」という点の「実務的困難」の対応が今後あり得るのか議論があってもいいように思いました。）（コ）	鈴木（和）委員	ご指摘の点について、今回の運用見直しでは、2022 年の GL 改正時に整理した、「予防的アプローチに則り、対象範囲等を明確に判断できる保護区に対する保護区取り扱い規定並びに同規定に係る FAQ を現状どおり維持する」という基本方針を変更するものではありません。 当時は、重要な生息地の判定については、生息地の定義が必ずしも明確でないことや、調査時点における種の確認だけでなく、その生息を支える環境条件や生態学的プロセスをどこまで評価するか、また、時間・費用上の制約の中で調査対象をどのように絞り込むかといった、実務上の課題が議論されました。また、途上国では、利用可能な土地利用図等が現況をどこまで反映しているか、生息地区分に必要な地図情報・基礎情報をどの程度入手できるかという課題が指摘され、自然保護の法執行が必ずしも強くない等との理由により、対象範囲等を明確に判断できる保護区の枠組みを維持することが必要と整理されました。 JICA では、保護区への該当性と重要な生息地への該当性を区分して判断しているなか、FAQ における保護区の枠組みから保護区の該否を判断しつつ、非該当であっても、重要な生息地の判断基準に基づく確認を行います。 上記の重要な生息地の判断に関する実務上の課題については、

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
				今後も国際的な議論や運用実績を踏まえ、判断事例の蓄積、判断上の留意点の整理等を通じて、運用方針を検討いたします。
6	P 18	コア、バッファ、マルチプルユース等のゾーン指定がある場合の運用方針案について、現地法令上の取り扱いやIUCN カテゴリーなどを考慮して判断することはよいことである。なお、バッファ、マルチプルユーズゾーンとは言え保護区のコアゾーンに近い重要性を持っているエリアの可能性もあるので、やみくもに開発可能エリアと位置付けるのではなく、バッファゾーンやマルチプルユーズゾーン等に指定された背景を踏まえ、予防的措置の観点から慎重に取り扱うような但し書きが必要と思われる。（コ）	林 委員	ご指摘のとおり、バッファゾーンやマルチプルユースゾーンであっても、一律に開発可能エリアとして取り扱うことは適切ではないと考えております。このため、ゾーンの指定根拠や重要性を含めた現地法令上の位置づけを踏まえて、保護区と重要な生息地のそれぞれの該否について確認を行い、保護区でなくとも重要な生息地である場合には、ガイドラインの規定に沿った対応が必要となるものと考えております。
7	保護区の範囲・該否の解釈	現状は保護区ではないが、将来的な保護区になる可能性が検討されている地域の取り扱いの課題がある。現時点で決まっていない以上判断が難しいところであるが、予防的な観点からは、将来保護区またはそれに近いエリアとして検討される可能性があるのであれば、極力避けるなどの慎重に取り扱うような配慮が必要であろう。（コ）	林 委員	ウズベキスタン国タフタコラチャ峠トンネル建設事業でも同様の議論がありました。その際は、事業計画段階の事業サイトの選定においては、新設・拡大計画が既に確定している場合は既設保護区と同等に考慮しており、同計画が未確定の場合、考慮は困難なものの、貴重な生態系の存在の可能性を踏まえ、慎重な調査を行っている旨整理しております。
8	保護区の範囲・該否の解釈	以前の事例で、保護区の地下を通る事業の取り扱いが問題になったことがある。保護区の地下が当該国で保護区として開発規制があるのであれば問題ないが、深さに応じて保護区内としての位置付けがどう変わるかについて検討しておく必要がある。（コ）	林 委員	保護区の地下空間の取扱いについては、保護区の指定根拠法令や管理計画等を踏まえて、個別に判断することになると考えております。
9	P 5, 10, 12	バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業（フェーズ 2）ではバッファーゾーン、インパクトゾーンは保護区には該当しないと整理されているが、他の事例で、それらに相当するゾーンが保護区に当たると見なされて代替案が検討されたケースはなかったでしょうか。両方のケースを並列して示すことで「合理的な判断」の実際を検討することに役立つように思いま	二宮 委員	今回確認した案件の範囲では、国内法で指定されたバッファーゾーンやインパクトゾーン等を JICA ガイドライン上の保護区に該当すると判断し、代替案検討を行った事例は確認できておりません。このため、現時点で比較可能な事例をお示しすることは困難ですが、今後の案件においては、各ゾーンの現地法令上の位置づけ、指定目的、利用制限、管理計画等を踏まえて個別に判断いたします。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		す。（コ）		
10	P 18	ここでの判断は、各ゾーンについて保護区の内外にあたるか議論するのではなく、すべてのゾーンについて保護区を構成する地域として捉え、その上で当該事業が特定のゾーンに位置することにより、保護区全体の目的等へ重大な影響を及ぼすかどうかの議論を行う、と明記されるべきと思います。（コ）	鋤柄委員	ご指摘のとおり、各ゾーンは相互に関連しながら保護区を構成するため、各ゾーンの保護区該当性のみならず、事業が保護区全体の保全目的や生態系に及ぼす影響を確認することが重要と考えております。一方で、当該保護区の法的位置づけ等を基に、各ゾーンの JICA GL 上の保護区該当性を確認し、保護区での事業実施の可否を判断することが必要であると考えております。
11	P 18	8 ページの過去の議論の紹介にもある通り、保護区内のゾーニングの検討に当たっては、法令上の位置付けだけではなく、各ゾーンが実際に果たしている目的・機能についても吟味する必要があると思います。（コ）	鋤柄委員	保護区内のゾーニングについて、現地法令上の位置づけ（指定根拠、利用制限及び事業実施の可否等）や IUCN の保護地域管理カテゴリ等とも照らして、JICA GL 上の保護区に該当するか判断いたします。非該当であっても、重要な生息地の判断基準について、実際の機能も含めて確認を行うものと考えております。
12	P 3, 18	GBF の 30by30 推進のための OECM が各国で進められています。この仕組みで認定された地域も、（仕組み自体は法令に基づくため）保護地域に含まれるという理解でよろしいでしょうか。日本の自然共生サイトも、認定サイトのリストはありますが境界などの地図はありませんが、境界ははっきりしています。（質）	鋤柄委員	OECM は、保護地域以外で生物多様性の域内保全に資する地域とされているため、OECM の認定制度が法令に基づくことのみをもって、直ちに JICA GL 上の保護区に該当すると一律に判断するものではありません。各国の制度における認定目的、法的効果、利用制限及び事業実施の可否等を確認し、個別に判断することが適当と考えております。
13	P 12, 18	論点 A の保護区の範囲・該否の解釈について、コア・バッファ・マルチプルユーズゾーン等のゾーンに区分されている場合、JICAGL 上の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に該当するものか判断するとしている。例えばバングラデシュ国チェットグラム・コックスバザール幹線道路整備事業の場合その後の確認の結果一部路線が保護区に重複がないことが判明したとされているが、この結果はバッファー・インパクトゾーンが「保護区外」と認定されたからなのか。（質）	重田委員	森林局から正式に受領した訂正版境界図により、路線が現地法に基づく保護区のコアゾーンと重複していないことが確認されたものです。一方、バッファー・インパクトゾーンは管理計画上「保護区外」と明記され、IUCN の保護地域管理カテゴリにも指定されていないため、国内法・ガイドラインいずれの観点でも保護区には該当しないと整理しております。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
14	P 12	バングラデシュ国チェットグラム・コックスバザール幹線道路整備事業において、バッファーゾーンとインパクトゾーンの違いと判断基準は何か。コアゾーンへとの関係性や影響について教えて欲しい。（質）	重田委員	コアゾーンが法令に基づき指定された保護区である一方、バッファーゾーンは森林の管理・保全、インパクトゾーンは住民の生計との調整やゾウの移動回廊の維持を通じて、コアゾーンの保全を補完する、保護区外の区域となります。本事業は両ゾーンの一部を通過するため、野生生物の生息状況及び移動ルート等を確認し、必要に応じてルート案の見直し、高架橋、カルバート、橋梁等による移動経路の確保を検討しております。
15	P 18	コア、バッファ、マルチプルユースゾーン等については、呼称による一律な判断をするのではなく、現地法令上の位置づけや運用上果たしている役割等を精査することにより、JICA GL 上の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に該当するものか判断することが適切と考えます。特に、呼称の如何に拘わらず、現地の専門家や地域住民等の意見を踏まえ、実態的に果たしている役割が何かを判断することにより、保全上必要な地域を幅広に選定することが重要と考えます。（コ）	鈴木（克）委員	ご指摘のとおり、現地法令上の位置づけや運用上果たしている役割等から JICA GL 上の保護区該当性の判断を行いますが、調査開始後の専門家や地域住民とのステークホルダー協議等を通じて実態的な保護区の役割を確認するものと考えております。
16	P 7	JICA GL FAQ に示される重要な生息地の定義に関し、(2)、(3)、(4)、(5)について、これまでの運用実績から何らかの判断基準、または判断された事例が整理されているようでしたらご教示ください。（質）	鈴木（克）委員	重要な生息地の判断基準については、個別案件ごとに JICA GL FAQ 参照元の IFC PS6 の Guidance Note の記載内容等を参照して判断するものと考えております。
17	P 18	コア・バッファ・マルチプルユースゾーン等について、区分の名称のみによらず、現地法令上の位置づけや IUCN 等の保護区カテゴリーと照らして判断するという運用方針案は適切と考える。一方で、現地政府によるゾーニングや土地・森林区分が、必ずしも当該地域の実際の自然的価値や保全上の重要性を十分に反映しているとは限らない。そのため、JICA としては、現地法令上の位置づけと IUCN 等のカテゴリーとの比較に加え、現地政府が当該ゾーニングを行った根拠や背景、指定過程も確認し、その判断根拠を明示することが必要であると考える。（コ）	東（智）委員	上記 No. 11. 回答ご参照ください。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
18	P 12, 18	「国内法令上、コア・バッファ・マルチプルユースゾーン等のゾーンに区分されている場合、区分の名称のみによらず、現地法令上の位置づけ（指定根拠、利用制限及び事業実施の可否等）や IUCN 等の保護区カテゴリとも照らして、JICA GL 上の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に該当するものか判断する。」について、「現地法令上の位置づけ」「IUCN 等の保護区カテゴリ」に加えて、可能な限り、現地の状況も踏まえて判断する必要があると思います。 P12 のバングラデシュの例では、バッファーゾーンについては、法律上は保護区ではなくても、目的は「森林の農地への転換を防ぎ、森林資源の採取を行うとともに、アジアゾウやその他の野生生物のための緩衝地帯を創出し、生物多様性の保全を行う地域。」とされており、保護区の考え方に近いケースもあるかと思います。（コ）	鎌田委員	保護区の判定においては、各ゾーンの指定目的、利用制限及び保全上の役割とも照らして判断いたしますが、保護区として該当しなくとも、影響評価の結果を踏まえ、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿った環境社会配慮を確認いたします。
19	P 18	「IUCN 等の保護区カテゴリとも照らし」について、IUCN のカテゴリは管理目標によるもので、現地の生態系の重要性が反映されていない可能性があります。また、複雑なゾーニングがある場合に、カテゴリが適応されていないケースがあります。そのため、IUCN のカテゴリをもとに判断するのはリスクがあり、上記コメント同様に現地の状況を踏まえて判断する必要があると思います。（コ）	鎌田委員	上記 No. 3. 回答ご参照ください。
20	P 5, 18	保護区の該否を判断する際には、法的・制度的な位置づけを基本としつつ、当該地域が有する生態学的・保全上の重要性についても確認するという考え方を、運用上より明確にしておくことを考えます。 国際機関（IFC、世界銀行、ADB）の基準においても、保護地域や重要生息地について、法的な指定の有無だけでなく、当該地域の生物多様性上の価値、保全目的、管理目的、生態学的機能等を踏まえて事業による影響を評価する考え方が見られます。	石田委員	上記 No. 5. 回答ご参照ください。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		これらを踏まえると、保護区の該否については、①現地法令上の指定及び制度上の位置づけ、②IUCN 保護地域管理カテゴリ等との整合性を基本として判断しつつ、それとは区別して、③当該地域の生態学的機能（生態系の連続性、回廊、緩衝機能、種の移動等）・保全上の重要性、④管理計画における保全目的との関係についても確認するという整理が、保護区該否及び事業影響に関する判断の透明性と一貫性を高める上で有効かと考えます。 このような整理を運用上の確認事項として明示することにより、保護区該否の判断において、「法的・制度的に保護区であるか」という判断と、「当該地域が生態学的・保全上どのような重要性を有するか」という評価を区別しつつ、両者を踏まえて判断することが可能となるのではないでしょうか。 これは、法令上の「保護区」の範囲を拡大して解釈することを意図するものではありません。むしろ、法的・制度的な該否判断と生態学的・保全上の重要性に関する評価を判断プロセスの中で明確に区別し、そして適切に組み合わせて、それぞれについて確認した情報と判断根拠を整理して説明できるようにすることで、判断プロセスの合理性と説明可能性を高めることを狙いとしています。担当者や案件が変わっても同じ基準で判断できる、再現性と透明性の高い運用につながることを期待しています。（コ）		
B）保護区での事業実施要件（例外要件）の運用				
21	P 19	経済性、事業効果の条件については、これらを加味したうえで、合理的な範疇で代替案が存在しない場合とは、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。例えば、代替案では事業費が倍増するといった場合には、合理的な範疇で代替案がないとされるのでしょうか。経済性、事業効果について、合理的な範疇で代替案が存在しないとする場合の	源氏田委員	一律の判断基準を設けることは難しいと考えており、事業の目的や特性を踏まえて、環境社会影響、技術面、地形条件、経済性、事業効果等を総合的に検証するものと考えておりますが、ご指摘を踏まえ、以下のように修正させていただきます。 『保護区での例外的実施の条件である「実施可能な代替案が存

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		判断基準をご教示ください。（質）		在しないこと」について、理論上保護区外での代替案が存在しうることをもって一律に例外条件を満たさないと判断するのではなく、環境社会**配慮を前提に、**経済性、事業効果、技術面等を踏まえて、**実現可能かつ持続性のある（viable）**代替案が存在しない場合には、例外要件を満たすと判断し得るものとする。 **※経済性、事業効果等のみを理由として、実施可能な代替案が存在しないと判断するものではない。**』
22	P 19	合理的な範疇で代替案が存在しない場合の条件として、「経済性、事業効果、技術面、地形条件、環境社会影響等」が挙げられていますが、環境社会配慮助言委員会の本旨からすれば、この順番は、「環境社会影響、技術面、地形条件、経済性、事業効果等」というのが適切なように思われます。（コ）	源氏田委員	ご指摘のとおりと考えますので、修正させていただきます。
23	P 19	「実施可能な」は、viable の訳である。feasible とは違うことを強調すべきである。ここで「実施可能な」は、経済性、採算性、その他の現実的に事業を成立させるための諸条件を加味して判断するということといえる。「合理的な範疇」という表現は曖昧である。（コ）	原嶋委員	上記 No. 21. 回答ご参照ください。
24	P 6, 9, 10	保護区外で例外的に実施する件について、オフセットの可能性について JICA の方針や見解を教えていただきたいです。（以前、JICA はバヌアツの港湾案件で、オフセットとしてサンゴの移植の活動をしていたと思いますが、事例として他にもあるのでしょうか）（質）	鈴木（和）委員	保護区内で例外的に実施する際に、オフセットの実施は条件になっておらず、他の案件においても保護区であることを理由としたオフセットの実施は、事例として見当たりませんでした。また、2022GL の改定時には、オフセットは「ミティゲーションヒエラルキーの最終手段であることを強く認識し、実施やモニタリング、評価方法に関する制約を踏まえて導入の可能性を慎重に検討すべきであるとの意見がある一方、支援対象国のモニタリングキャパシティーの懸念から導入困難性を指摘する意見があった」と整理されており、今回の見直しにおいてもその方針を維持し、引き続き検討を継続するものと考えております。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
25	P 10	保護の度合いは国や案件ごとに違いがあるため、必要な情報の収集の検討が重要との点、そのとおりと思います。 環境社会配慮の検討のための情報収集の結果、保護の度合いを大きくすべき（〇〇の地域は△△といった重要な生態系・種が存在するので、保護を強化すべき）といった判断がされた場合、「重要な生態系・生息地」として環境社会配慮を行うことと併せ、保護を強化すべきといった提案（自然環境保護局といった担当部署と連携・協力の上、保護政策を進めるべきといった提案など）をすることがあってもいいと思います。（コ）	鈴木（和）委員	ご意見参考にいたします。
26	P 19	p19 の内容でいいように思いますが、ここで言及のある「加味」とは、単に代替事業を行うための「条件」（経済性や技術）だけでなく、「代替案（保護区外）を選んだ場合に発生する別の環境・社会へのネガティブな影響（大規模な住民移転、貴重な生態系（広大な二次林など）の破壊等）もセットで天秤にかけるという意味になると思います。 「経済性、事業効果、技術面、地形条件、環境社会影響等の条件も加味したうえで、」の主旨は、「経済性、事業効果、技術面、地形条件、および他案による環境社会影響等を総合的に考慮し、代替案の採用が合理的でない（より大きな悪影響を生む等）と判断される場合には、例外要件を満たすものとする。」といったところでしょうか。（質・コ）	鈴木（和）委員	上記 No. 21. 回答ご参照ください。
27	P 19	保護区内の事業は、あくまで例外措置であることを今一度確認した方がよいと思われる。例外の案件の数が多くなっている様に感じられる。（コ）	林委員	保護区内の事業実施が例外措置であることについては、今後も周知を徹底してまいります。
28	P 6, 12	FAQ の保護区で例外的に実施する 5 条件のうち (2) ～ (5) について特に議論になったケースも整理できると良いのではないか。（２）については多くの場合調査の過程で確認	二宮委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		されているが、（３）（４）については、どのタイミングでどのように確認されるのかあまり例がないような印象である。また、（５）についてもどのような内容のプロジェクトを持って可とするか、少なくとも現時点で関連する案件での議論を整理しておくことが望ましい。（コ）		
29	P 6, 9, 10, 11, 19	「実施可能な代替案が存在しない」かどうかは、これまでのところ、助言委員会に示される資料の範囲内で明確な論拠を持って判断することが難しいのが現状ではないか。例えば、保護区を回避するような迂回する線形も可能だが多大な費用がかかる場合などは、保全の便益とそのために支払う費用を比較した上で現実的な判断をしているのが現状である。スライド 19 で示された経済性、事業効果、技術面、地形条件、環境社会影響などの項目ごとに、調査段階で、保護区外では事業が困難な理由を可能な限り詳細に提示し、助言委員会でより具体的な情報に基づく検討ができるような工夫が求められる。（コ）	二宮委員	上記 No. 21. 回答ご参照ください。
30	P 6, 19	例外的に実施する 5 条件の(2)について、「同地域における開発行為が、相手国の国内法上認められる…」ケースは一般的に見られ、例外条件としてハードルが低いのではないか。ウガンダ国アヤゴ水力発電事業のケースでは、現地政府内でも国立公園内での開発行為に対する是非は所管庁によって意見が大きく分かれていることが確認されており、国内法上認められるだけでは例外となり得るか否かの十分な確認は難しい。例えば「…国内法上認められ、環境保全を所管する省庁の了承が得られていること。」などの文言にすることも検討し、必要に応じて運用方針②に追加することを検討していただきたい。（コ）	二宮委員	「環境保全を所管する省庁の了承」について、国によって環境行政や保護区管理に係る権限及び意思決定手続が異なること、また、必要な許認可や管理責任機関との合意は 5 条件（2）から（4）において確認する枠組みであることを踏まえ、既存の 5 条件の中で引き続き確認を行うものと考えております。
31	P 19	この文案では、「保護区内の事業であるかどうか」という重要な分岐点が、コスト、工期などと同列の「どちらが有利か」という比較要素に落とし込められかねません。それは JICA の本意ではないと思いますので、「合理的な範疇」の	鋤柄委員	上記 No. 21. 回答ご参照ください。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		説明として、「建設費や工期が 10 倍になる、研究段階の技術を採用するなどの現実的ではない代替案を除く」などと注記されるべきと思います。（コ）		
32	P 19	論点 B の保護区での事業実施要件（例外要件）について、ブータン国水力発電開発事業の場合、森林公園局が強く推奨案（ルート C 案、一部保護区を通過）しているが、保護区の原生林が生物回廊を守るだけでなく、保護区周辺の自然環境を保護するという重要な役割がある。事業工事が自然環境や気候変動に与える影響を調査する必要がある。代替案が存在しないことについて、経済性、事業効果、技術面だけで判断せず、環境社会影響の条件を最大限考慮するべきである。気候変動による予期せぬ事態も発生している時代なので、保護区内事業はできるだけ避け、あくまでも例外的であることを確認するべきである。（コ）	重田委員	上記 No. 21, 28 回答ご参照ください。
33	P 12, 14, 20	論点 B について、ケニア国オルカリア V 地熱発電開発事業の場合、なぜ公園内の既存変電所に接続する必要があるのか。変電所への接続が不可欠で公園外ルートが技術面・景観面から成立せず、代替案が存在しないとしているが、環境社会影響の条件からは例外要件が満たされず、保護区内の通過を避ける代替案が存在しないとはいえないのではないか、その判断の根拠について教えて欲しい。（質・コ）	重田委員	公園外の変電所へ接続するには谷を横断する必要があるなか、谷越えのため通常より大規模な 55m 級鉄塔が必要になり、地形上、施工困難な区間が存在します。また、谷は観光ルートとなっており、景観上重要な地点である Central Tower への影響が懸念されることもあり、送電線建設は避ける必要があることから、技術面・景観面から既存変電所への接続が不可欠であると整理をしております。
34	P6, 19	JICA GL FAQ の保護区で例外的に実施する条件の(1)「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと」との規定については、その判断基準を明確化することが望ましいです。 これまでも、保護区外での代替案が存在するにも拘わらず、技術的、経済的理由等から実施可能な代替案が存在しないと判断されたケースがありました。地形条件を含む技	鈴木（克）委員	上記 No. 21. 回答ご参照ください。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		術面から明らかに困難な場合は代替案がないと判断することに異論はありませんが、経済的に事業費がかさむために代替案がないと判断するのであれば、判断基準を明確に示す等、説明責任を果たすことが必要と考えます。（コ）		
35	P 19	「実施可能な代替案が存在しない」ことについて、理論上の代替案の有無だけでなく、技術面、地形条件、環境社会影響等を含めて合理的に判断するという方向性は理解できる。一方、「経済性」や「事業効果」を判断要素とする場合、どの程度のコスト増や事業効果の低下をもって保護区外の代替案を「実施可能ではない」と判断するのかが不明確であり、経済性や事業効率が保護区における影響回避よりも優先される運用となる懸念があるのではないか。ガイドライン別紙 1「2. 対策の検討」では、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿って、まず影響の回避を優先的に検討することとされている。保護区外に技術的に実施可能な代替案が存在する場合でも、経済性や事業効果を理由として当該代替案を採用せず、保護区内での事業実施を選択することは、「影響の回避を優先する」というミティゲーション・ヒエラルキーとどのように整合するのか。（質）	東（智）委員	上記 No. 21. 回答ご参照ください。
36	P 19	「保護区での例外的実施の条件である「実施可能な代替案が存在しないこと」について、理論上保護区外での代替案が存在しうることをもって一律に例外条件を満たさないと判断するのではなく、経済性、事業効果、技術面、地形条件、環境社会影響等の条件も加味したうえで、合理的な範疇で代替案が存在しない場合には、例外要件を満たすと判断し得るものとする。」の下線部ついて、最も重要なのは「保護区外で環境社会影響の観点で容認できる代替案が存在しない」という点かと思います。 例で取り上げられている案件も、保護区を回避する代替案は「手つかずの原生林破壊につながる（ブータン）」、「岩山など自然地形の重大な改変が必要（ヨルダン）」とあり、	鎌田委員	上記 No. 21. 回答ご参照ください。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		環境配慮の点で難しいものであると理解しました。 そのため下線部について「保護区外の代替案が環境社会影響の観点で容認できない場合、および経済性、事業効果、技術面等の条件も加味したうえで合理的な範疇で代替案が存在しない場合」とするなど、環境社会の部分を強調するのはいかがでしょうか。（コ）		
37	P 9	マングローブ林や森林は、現在の生物多様性を支えるだけでなく、観光・教育・レクリエーションなど、将来世代が享受し得る潜在的な価値を内包しています。生態系は一度失われれば必ずしも回復するとは限らず、ダム撤去によって魚類が回帰した事例のように再生が可能な場合もありますが、マングローブのように成立条件が厳しく、長い時間を要する生態系では、不可逆的な損失となる可能性が高いと考えられます。 先進国では、文化財保護や自然保護に一定の予算を投じる制度的余裕があり、学校教育も整備されているため、マングローブ林を教育資源や地域の文化的資産として活用する政策が成立しやすい状況にあります。一方、熱帯の途上国では、教育制度や財政基盤が十分でない場合が多く、マングローブ林の教育的・文化的価値が政策上十分に顕在化しないまま、港湾整備や道路建設など、短期的な経済発展に直結する事業が優先される傾向があります。 これは経済発展を否定するものではなく、自然資本の潜在価値が制度的に評価される条件が国によって大きく異なることを示しています。したがって、公益事業やインフラ整備が受け入れ国法令に基づき緩和措置を条件に許可されるとしても、マングローブ林の改変は、現在の生態系サービスだけでなく、将来の教育資源や観光資源としての潜在価値まで同時に失うリスクを伴います。この点は、過去の案件においても事前のコメントとして指摘	石田委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		してきたところであります。 環境社会配慮の運用においては、こうした潜在価値を事業評価の初期段階からどのように位置づけるかについて、検討を深めることが重要だと考えます。（コ）		
38	P 6, 19	保護区での例外的実施の条件として「合理的な範疇で代替案が存在しない場合」を判断する際には、経済性、事業効果、技術面、地形条件、環境社会影響等を総合的に加味することが示されています。しかし、この「環境社会影響」という一語には、社会や人々への影響、生態系サービスへの影響、生態系や生物多様性の不可逆性の有無など、多様で性質の異なる要素が含まれており、それぞれの論点を丁寧に扱う必要があります。 また、これらの条件を「加味する」ということは、代替案の比較にあたり、各案について一定の調査・分析が行われていることを前提としています。しかし、スコーピング段階では現地調査が十分に行われていない場合が多く、代替案ごとの情報量に大きな偏りが生じることがあります。過去のウガンダ・カルマ橋建設案件では、保護区外案の記述が極めて薄い一方で、保護区内案については土木工学的観点から詳細な分析が提示されていました。これは、スコーピング段階では情報入手の時間差や難易度の違いから、代替案間の比較が制度的に不均衡になりやすいことを示しています。 同案件では、スコーピング段階での助言を踏まえ、その後保護区外案について環境面・社会面・工事面の詳細な情報が追加収集され、最終的には保護区外での橋梁・道路建設が選択されました。しかし、このプロセスは、初期段階での情報の偏りが代替案検討の確からしさに影響し得ること、そして例外要件の判断において「合理的な範疇で代替案が存在しない」と言い切るためには、一定の情報の充足が不可欠であることを示しています。	石田委員	ご指摘のとおり、スコーピング段階では入手可能な情報に基づいて暫定的に比較し、不足する情報をその後の調査で補完したうえで、代替案検討の確からしさを確認するものと考えております。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		したがって、例外的実施の判断においては、代替案の存在可能性を形式的に評価するのではなく、スコーピング段階における情報の偏りや入手可能性の制約を踏まえつつ、環境社会影響の内実を丁寧に分解し、各案の検討の深度と確からしさを適切に評価する仕組みが求められると考えます。（コ）		
C）重要な生息地の解釈と判断基準				
39	P 20	重要な生息地の判定における対象種について、世界 ESS6)銀行が、以前の基準(OP4.04)では、CR、EN、VU 及び NT も含めていましたが、現在の基準(ESS6)では、CR、EN 及び VU のみと変更された理由が分かるようでしたらご教示ください。（質）	源氏田委員	ESS6 で CR、EN 及び VU のみと変更された公式理由は確認できた範囲では公表されておりませんが、IUCN レッドリスト上でこれらの種が絶滅危惧種に分類されており、IFC PS でもこれらの種を基軸として Critical Habitat 判定がなされていることに関連したものと推察いたします。
40	P 7, 20	今の FAQ の該当は p29 ではなく p23～24 でしょうか？ 今の FAQ には「※「重要な自然生息地または重要な森林」は、環境社会配慮ガイドライン別紙 1「生態系生物相」に記載されています」とありますが、2010 年 4 月のガイドラインには記載が確認できますが、2022 年 1 月のガイドラインには別紙 1「生物多様性」と記載されています。（p7 には別紙 1「生物多様性」と記載あります。細かい点で申し訳ありません）（コ）	鈴木（和）委員	事前配布資料の P7 は 2022 年 1 月版の FAQ P29 の規定を記載したものとなります。
41	P 7, 20	（今回のＷＧでの議論項目ではないかもしれませんが） 近年の気候変動と生物多様性の統合的な議論の潮流も踏まえ、重要生息地として、沿岸生態系を特出しすることはいかがでしょうか。 沿岸生態系の保全は、生物多様性のみならず、高密度の炭素貯留領域（ブルーカーボン）の喪失防止＝気候変動対策としても極めて重要であることは周知のとおりです。気候変動（炭素ストック）の観点からも沿岸生態系の改変は不可逆的な悪影響が大きく、場合によっては適切な環境社会配慮が必要なこともあると思います。また	鈴木（和）委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		JICA の気候変動対策の方針や戦略（パリ協定対応）との親和性の点においても意味があるように思います。 例えばですが、今の FAQ での解説に加え、以下を追記するなど、どこかで言及しておいてもいいように思いました。 （既存の解説に加えて） ※なお、重要な生息地（特にマングローブ、干潟、湿地等の沿岸・水圏生態系）は、生物多様性の保全のみならず、単位面積あたりで陸域森林と同等以上に巨大な炭素貯留能力を持つ「ブルーカーボン生態系」としても重要です。 したがって、これらの開発・転換に伴う GHG 排出リスク等、気候変動緩和策の観点も含めて、重要生息地の改変回避・代替案の検討を厳格に行う必要があります。 （ブルーカーボンとは何？といった質問もあるかと思いますので、上記はあくまで案として提案させていただくものです）（コ）		
42	P 20	論点 C。レッドリストも変化するものであるので、NT 種がいつ上位の位置づけに変化するかもわからないこともあり、際限なく開発可能と位置付けることにならないような配慮が必要であろう。NT 種については、それより上位の種と同等ではないとしても、注意を払った対応を検討するような仕組みが必要ではないか。（コ）	林 委員	NT 種について、FAQ で規定する「重要な生息地または重要な森林」の判断基準(1)からは除外するものです。なお、ベースライン調査にて NT 種が特定され、かつ（2）～（5）に該当する場合は重要な生息地である可能性があります。当該 NT 種にとって重要な生息地である場合は、FAQ の重要な生息地における事業実施要件を満たすことが求められます。また、重要な生息地に該当しない場合でも生物多様性の観点から影響の予測・評価を行い、ミティゲーションヒエラルキーに沿った影響対策が検討されることになります。
43	P 7	NT 種を含めることで事業の実施に影響が出た事例があれば教えてください。例えば、線形や設計の変更が必要となりコスト増につながったり、追加の調査が必要となり事業スケジュールに影響が出るなど。保護すべき種の範囲を狭めることにはできるだけ慎重であるべきだと思います。	二宮 委員	現行 FAQ の判断基準（1）は、CR、EN 及び VU に加えて NT を対象としていますが、参照元の IFC PS6 及びその Guidance Note では、NT 種については判断基準（1）における具体的な判定基準や閾値は示されていないことから、NT 種にとってどの程度重要な生息地であれば判断基準（1）に該当するのかについ

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		（質）		て、IFC の基準に基づく客観的かつ一貫した判断を行うことが困難となっております。このような状況のなか、調査・審査上の効率化を図るためにも、重要な生息地の判断基準（1）は CR、EN、VU に重点化し、保全上重要な NT 種の生息地は、固有性や重要な集合体等に応じて判断基準（2）から（5）で引き続き捕捉するよう考えております。
44	P 7, 20	必ずしもどの国でも「レッドリスト同等アプローチ」（生息・生育個体数，生息環境の定量的評価に基づく判断）により，種・個体群をリストしているわけではありませんし，レッドリスト相当の物を作成しているわけでもありません．アンケート結果にもあるように（p.10）、法令上の保護対象種も判断材料にすることを、「相手国で保護対象となっている種（条約上の保護種等を含む）は同様の扱いとする」などと運用方針に明記するべきと考えます。例えば日本のヤマネは IUCN レッドリストでは LC，環境省レッドリストでは NT ですが，文化財保護法（罰則付き）で天然記念物として保護されています。（コ）	鋤柄委員	ご指摘の相手国法令上の保護対象種については、ガイドライン FAQ で重要な生息地の判断に係る現行の判断基準(1)でも、相手国国内におけるレッドリストとの「同等のアプローチ」で指定されている保護対象種は判断材料として考慮されるため、既に評価対象となっているものと考えております。
45	P 7, 20	日本では多くの都道府県でレッドリストが作成されています。例えば、ニホンカモシカは IUCN では LC、環境省のレッドリストでは九州個体群への懸念が記されていますが、九州以外のいくつかの県では CR となっています。各国においてこうした、より詳細な評価行っている資料を活用するべきと考えます。（コ）	鋤柄委員	相手国法令や国際条約上で指定される保護対象種について、重要な生息地への該否判断とは別に確認を行い、当該の法令等に沿って保護する必要があると考えております。
46	P 11, 20	論点 C の重要な生息地の解釈と判断基準における「絶滅危惧Ⅱ類（VU）及び「準絶滅危惧種（NT）のガイドライン FAQ の重要な生息地の定義は世銀や IUCN の規定など国際基準と乖離があるとしているが、修正の理由を教えて欲しい。国際基準が変更する情勢だからこそ、JICAGL の判断基準に VU と NT を含めることに意義や価値がある。（質・コ）	重田委員	VU・NT を含めることの予防的な意義は認識しておりますが、特に NT については国際基準で判断基準（1）における具体的な判定基準や閾値が示されていないなか、CR から NT までを同列に判断基準（1）の対象とすると、各区分の絶滅リスクの違いや国際基準上の取扱いが十分に反映されず、判定の根拠が不明確になるおそれがあります。 このため、今回の修正は、CR から NT までを一つの判断基準の下で同列に扱う現行の構成を見直し、国際基準における各区分

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
				の取扱いを踏まえて、重要な生息地の判定基準をより明確にすることを趣旨としております。 ただし、NT を配慮対象から除外するものではなく、重要な生息地の判断に係る判断基準（2）～(5)の評価対象としては含まれており、引き続き適切な判断を行う方針となります。
47	P 7, 20	JICA GL FAQ に関し、準絶滅危惧種(NT)を(1)から削除することに賛成します。理由は、他の国際援助機関(MDBs)と整合させるためです。 他方、これは NT の検討を行わなくても良いという趣旨ではありません。NT については、(1)ではなく、(2)～(5)の項目で取り上げるべきか判断されることが適切であり、そのような検討がなされるような仕組みを構築することが望ましいと考えます。（コ）	鈴木（克）委員	上記 No. 42. 回答ご参照ください。
48	P 20	2014 年の運用見直しでは、当時の IFC の規定に沿った CR・EN という事務局案に対し、助言委員の意見を踏まえ、世界銀行 OP4.04 の解釈を念頭に VU・NT も含めることとされたと理解している。今回、国際基準との乖離等を理由として NT を対象から外す案が示されているが、2014 年に NT まで対象とした際の考え方について、現時点ではどのように評価されているのか。また、その考え方を変更する必要があると判断した理由は何か。（質）	東（智）委員	2014 年に NT まで対象としたことについて、当時の議論では、世界銀行 OP4.04 との整合から NT も含めるべきとの意見が示された一方、IUCN における Threatened Species は CR・EN・VU であり NT は含まれないことや、CR・EN に限定すべきとの意見も示されておりました。その上で、最終的には予防的な観点を重視して NT まで含めたものであり、重要な生息地となり得る地域を幅広く捉える観点から行われたものと理解しております。 考え方を変更する理由については上記 No. 43,46. 回答ご参照ください。
49	P 10, 20	NT 削除の修正には異論はありません。 「IUCN レッドリストあるいは相手国国内の同等のアプローチで指定されている」について、相手国国内の同等のアプローチが判断の根拠として採用されるケースは多くない印象です。IUCN のレッドリストはあくまで地球規模の評価であり、案件が実施される国・地域での希少性が必ずしも反映されているとは限りません（日本でも環境省 RL	鎌田委員	ご指摘のとおり、重要な生息地の判断に当たっては、相手国の国内レッドリストや希少種リスト等についても、その整備が進んだ場合には、評価方法及び IUCN のアプローチとの対応関係を確認した上で、利用可能な情報を適切に参照いたします。ご指摘は、今後の重要な生息地の判断における留意事項として受け止めてまいります。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		の絶滅危惧種や国内希少種が、IUCN RL では LC といった例は多々あります）。そのため、今後、各国の RL や希少種リストの整備が進んだ場合、IUCN RL のみではなく、それらを積極的に活用していくべきかと思います。（コ）		
50		重要な生息地におけるネットゲインの位置づけについて。重要な生息地と判定された場合の対応では、アカバーアンマン海水淡水化送水事業の Biodiversity Action Plan 等において、重要な生息地に対するネットゲイン、その他の生態系等についてノー・ネット・ロスを検討し、その科学的実現可能性の精査、必要な追加的対策及びモニタリングを求める助言がなされています。 このような個別案件における実践を踏まえ、重要な生息地について、mitigation hierarchy の適用に加え、対象となる生物多様性価値についてネットゲインを目指すという考え方を、JICA の環境社会配慮における一般的な運用としてどのように位置づけるのか、FAQ 等で一般化・明確化することを検討する価値があるように思えます。（コ）	石田委員	ご意見参考にいたします。
51		NT 種等の生物多様性上の価値の扱いについて。IUCN レッドリストの NT(Near Threatened)を重要な生息地の判定基準から除外することについては、国際的な基準との整合性の観点から理解できます。 一方で、NT であることと、生物多様性保全上の重要性とは必ずしも一致するものではないと考えます。例えば、NT に分類される種であっても、対象地域において固有種、分布域の限られた種、地域的に希少な種、重要な個体群を形成する種、あるいは重要な生態系機能を担う種等である場合には、その地域における生物多様性価値として重要な場合があります。 したがって、NT を重要な生息地の判定基準から除外する場合においても、NT であることをもって環境社会配慮上の検討対象から除外するのではなく、固有性、分布域、	石田委員	上記 No. 42.　回答ご参照ください。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		個体群の重要性、生態系機能、国内・地域レベルでの保全上の重要性等を踏まえて、その他の生物多様性価値として適切に評価・配慮することとの関係を、FAQ 等で明確化してはどうでしょうか。（コ）		
その他				
52	論点の追加	代替案検討において複数案を推奨案とする際、案のひとつを保護区を通過する案、もうひとつを保護区を通過しない案とした場合、 他に代替案が存在することになり、保護区通過の 5 要件を満たさないことになる。この場合は、保護区を通過する案は成り立たないのではないか。（コ）	源氏田委員	上記 No. 21. 回答ご参照ください。
53		生物多様性保全の観点から、現在、世界的に保護地域を拡大しようとする取組みが重視されている（「30 by 30」等）。「保護区内で事業の原則禁止」の規定は JICA-GL において最も特徴的で優れたポリシーの一つであり、他の開発金融機関には見られない。この規定の堅持を期待する。（コ）	原嶋委員	ご意見参考にいたします。
54	P 9	文化保護区（市街地）の「自然遺産保護と異なり施工方法により影響回避が可能であり、開発制限の緩和を設けるべき」と記載ありますが、方向性としてはいいように思いますが、開発制限の緩和の基準のようなものがあるといいと思います。 ユネスコや ICOMOS は開発を単純に禁止するのではなく、「開発が遺産の価値をどれだけ損なうか（または損なわないか）」を客観的・具体的に証明することを推奨していると思います。音波や電気抵抗などの科学技術を用い、掘削予定ルートの地下構造を事前に「見える化」した事例もあるときいています。また、遺産の損壊や伝統行事への支障は地域の方々は非常に懸念すると思います。情報の開示の仕方や説明会の在り方など、何らかの基準のようなものを設けるといいように思います。（コ）	鈴木（和）委員	上記 No. 15,18. 回答ご参照ください。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
55	全体	保護区内事業の取り扱いは、助言委員会内で多くの時間が割かれる課題である。これまでの経験を積み上げ、あくまで保護区は回避するのが基本的な考え方であり、保護区内の事業は例外的なものであることを再度確認した方がよい。（コ）	林 委員	上記 No. 27. 回答ご参照ください。
56	P 13	ブータン国水力発電開発事業の例では、保護区に指定されていない地域も手付かずの森林が広がっていることが調査によって分かるなど、保護区内での開発行為を回避するだけでは不十分なケースも考慮する必要がある。保護区内のゾーン毎の環境状況の見極めに加え、保護区に隣接する地域でも生態系の状況を丁寧に見極める努力が必要である。（コ）	二宮 委員	保護区の該否判断とは別に、ガイドラインに沿った重要な生息地の該否判断を行っており、そのなかで事業内容や想定される影響等を踏まえた、適切な環境社会配慮について検討を行うものと考えております。
57	P 3	ガイドライン「指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない」の文章は、前の文の「原則として」に当たらないことを確認したいと思います。（質）	鋤柄 委員	ご指摘のとおり、「原則として」は「指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない」の文章には当たりません。
58	P 3, 7	保護区には、地域・住民にとっての重要な自然資源の保護、持続的利用のための地域指定も含まれることを確認したいと思います。日本政府は、漁業調整区域（これ自体は法律で指定されている）を海洋保護区と定義しています。（質）	鋤柄 委員	現地法令上の位置づけ（指定根拠、利用制限及び事業実施の可否等）や IUCN の保護地域管理カテゴリ等とも照らして、JICA GL 上の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に該当するものか、個別に判断するものと考えております。
59	P 3	ミティゲーション・ヒエラルキーで示す影響の回避、影響の最小化、軽減、緩和措置、代償措置について、それぞれの措置の可否に関する判断はどのようになされるのでしょうか？ これまでは個別判断されてきたと思いますが、これまでの実績から、何らかの判断の目安のようなものは示せないでしょうか？判断の目安が難しいとしても、それぞれの措置に至った事例とその理由を整理した事例集があると良いのではないかと考えます。 なお、例えば軽減、緩和措置を取りつつ、代償措置も実施するような、複数の措置を併用することもあり得ると解釈	鈴木 （克） 委員	ご意見参考にいたします。なお、JICA GL でも明記されるように、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿って可能な限り環境社会影響を回避するなか、複数の措置を併用することは考えられますが、代償は最小化、軽減、緩和をしても重大な影響が残る場合に検討されるものと考えております。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		して良いでしょうか？（質）		
60	全般	JICA GL における自然保護の考え方は、重要・貴重な自然の保護と考えられますが、生物多様性という観点からは、水田や二次林のような、取り立てて重要・貴重でない生態系の保護も重要ではないかと考えます。今後 JICA GL において、生態系サービスの維持・増進という観点から、特別に貴重とは判断されない自然の量的な保護についても検討する必要はないでしょうか？（質）	鈴木（克）委員	重要な生息地の該否に関する判定に加え、通常の生態系の影響評価のなかで、可能な範囲での生態系保全への配慮は行っているものと考えております。
61	P 10	30by30 目標に向けて、各国が保護地域に加えて OECM の指定を進めています。OECM 自体は保護地域外の地域ではありますが、OECM の認定基準として、日本の自然共生サイトのように「希少種の生育生息の場」「越冬、渡り等の動物の生活史にとって重要な場」といった基準を採用している場合は、論点 c)の重要な生息地の判断材料として活用可能になってくるかと思います。そのため、今後の協力準備調査等の情報収集範囲に含めることも検討いただければと思います。（コ）	鎌田委員	上記 No. 12. 回答ご参照ください。
62		30by30 目標の進展に伴い、保護地域に加えて OECM 等、法令上の保護地域には位置づけられないものの、生物多様性保全上の価値が認識される地域の制度化や国際的な登録・報告が、複数の国で進みつつあります。 協力準備調査等における環境社会配慮の検討において、事業の影響範囲に存在する生物多様性上重要な地域を把握する際には、このような新たな保全地域に関する情報も有用と考えられます。そのため、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）等を、保護地域及び重要な生息地の確認においてどのように位置づけるかについて、考え方を整理しておくことを検討してはどうでしょうか。 例えば、FAQ において、 Q：OECM は重要な生息地（Critical Habitat）とみなすべ	石田委員	上記 No. 12. 回答ご参照ください。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		きですか？ A：OECM であること自体を Critical Habitat と判断するものではありません。一方、OECM は、生物多様性保全上の価値が認識されている地域に関する既存の情報であることから、Critical Habitat を含む生物多様性上の重要性を検討する際に、必要に応じて考慮することが望まれます。（コ）		
63	P 10	アンケートでも指摘があったように、固有種はその地域の生物多様性を特徴づける重要な構成要素となる場合があります。 準備調査の資料等では、絶滅危惧種リストを中心に確認することが多い印象がありますが、地域に固有で重要な種は、全球的な絶滅危惧カテゴリーに該当しない場合でも、当該地域の生態系の独自性を支える点で高い保全価値を持ち得ます。 そのため、絶滅危惧種と同様に、地域固有の重要種についても適切に評価し、必要な保全措置の検討対象として扱っていただけることを期待しています。 地域の生物多様性の独自性を確保するうえで、こうした視点は不可欠ではないでしょうか。（コ）	石田委員	ご指摘のとおり、生物多様性の評価に当たっては、絶滅危惧種としての評価だけでなく、地域における固有性や分布の限定性にも留意することが重要と認識しております。準備調査では、IFC の考え方を参考に、ベースラインで固有種が把握された場合は必要に応じて（基本は IBA/KBA や保護区の場合のみ）詳細に調査を行い、重要な生息地の該否を検討するものと考えております。
64		アンケートでは、「施工方法により影響回避が可能であり、開発制限を設けるべき」との意見が紹介されています。一方、世界遺産のバッファゾーンは、遺産の保護を補完するため、土地利用や開発を適切に管理する区域と位置づけられています。また、ICOMOS 等の HIA に関するガイダンスでは、開発事業による OUV を構成する価値や属性への影響を評価し、必要に応じて回避・最小化を検討する考え方が示されています。したがって、施工方法による物理的影響の回避に加え、景観・視覚的影響、歴史的文脈、周辺環境との関係など、文化遺産の価値・属性に応じた影響も確認した上で、開発制限の緩和の可否を判断することについ	石田委員	上記 No.15,18. 回答ご参照ください。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		て、運用方針上整理しておくことも考えられるのではないでしょうか。を判断することについて、運用方針上整理しておくことも考えられるのではないでしょうか（コ）		